

次期「京（みやこ）・地域福祉推進指針」（仮称）素案

～ 市民の皆様の御意見を募集します ～

【意見募集期間】

平成31年1月8日（火）～平成31年2月7日（木）

京・地域福祉推進指針が「目指す姿」

基本理念

京都の地域力をいかし優しさのあふれる共生の文化を推進する

次期指針は、これまでの指針の取組を踏まえて、住民自治の伝統の下で「文化」として根付く「京都の地域力」をいかし、世代や分野を超えて、全ての人々や団体が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる社会（地域共生社会）を目指します。

互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、 いきいきと過ごせる地域づくり

- ◎ より多くの地域住民が支え合いに関わり、互いに「担い手」「受け手」となることで、やりがいと喜びを感じ、より元気な地域になるとともに、世代を超えた交流により、地域のつながりが次世代に継承される。
- ◎ 世代や分野を超えて、様々な人や団体等がつながることで、生活に悩みがあっても、相談・支援につながり、日常のつながりを通じて、災害時にも互いに助け合うことができる。

協働による支援

多様な活動団体が連携し、 住民とともに協働の取組を 推進する仕組みづくり

- ◎ 多様な機関・団体が地域住民とともに地域の活動に参画し取り組むことで、支え合い活動が充実・強化される。

連
携

受け止める・支える

困難な課題を受け止め、 円滑に支援につなぐ 行政機関等の体制の充実

- ◎ 地域生活における困難な課題をしっかりと行政、関係機関が受け止める。
- ◎ 抱えた課題が深刻化する前に解決を図ることができる。

平成31年1月

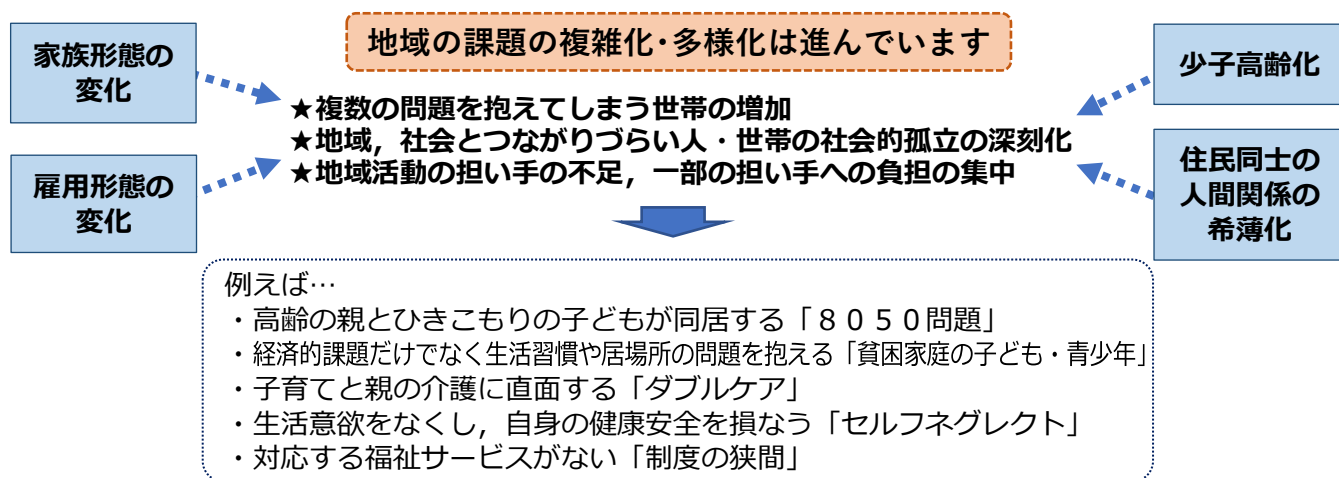


京都市
CITY OF KYOTO

1 指針の位置付け

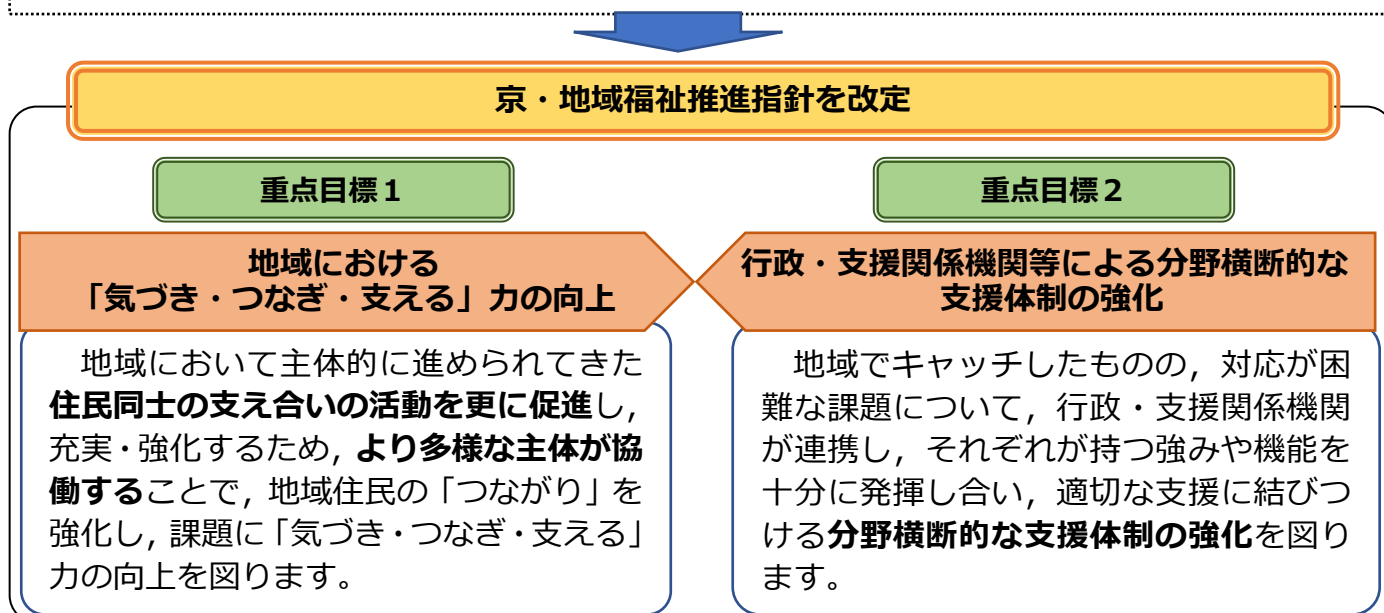
- 本指針は、福祉分野に限らず、あらゆる関係者が地域づくりをキーワードに横につながり、ともに取り組む京都ならではの共生の文化を推進するために策定するものであり、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として位置付けます。また、成年後見制度の利用促進に関する内容を盛り込むことで、本市における成年後見制度利用促進計画としても位置付けます。
- 京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」の分野別計画の一つとして策定するとともに、地域住民のつながりの強化により、社会情勢の変化や災害に強い持続可能なまちづくりに取り組むことで、今年度策定予定の「京都市レジリエンス戦略」※¹の推進や、国際目標であるSDGs※²の達成に積極的に貢献します。

2 本市の地域福祉を取り巻く状況（改定の背景）



本市では、平成29年度に従来の福祉事務所と保健センターを保健福祉センターとして統合し、市民にわかりやすいよう分野別の窓口に再編しました。また、深刻化した複合的な課題を抱える世帯等に対しては、地域あんしん支援員設置事業※³や不良な生活環境対策条例※⁴など、行政、関係機関、地域住民との連携のもと支援を行う取組を先駆的に進めてきました。

今後は、「課題を抱えた方々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、支援に結びつける体制づくり」に取り組んでいくことが重要です。



3 新たな指針の体系

基本理念 京都の地域力をいかし優しさのあふれる共生の文化を推進する

＜重点目標 1＞ 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

推進項目 1 住民同士の支え合い活動の促進

～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

【主な取組項目】

- ① 互いに認め合う地域づくりの促進
- ② 地域福祉活動への支援，市民参加の促進
- ③ 健康づくり・介護予防の取組の推進
- ④ 地域における子育て支援の推進
- ⑤ 地域の特性に応じた支え合い活動の創出
- ⑥ 地域コミュニティ活性化の取組との連携
- ⑦ 見守り・相談支援活動の促進
- ⑧ 居場所の取組の推進
- ⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実

推進項目 2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

【主な取組項目】

- ① 区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化
- ② 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進
- ③ 多様な主体によるまちづくりの推進

＜重点目標 2＞ 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

推進項目 3 困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

【主な取組項目】

- ① 行政・関係機関等が支援調整を行う連携体制の強化
- ② 地域生活における困難な課題に対応する事業の充実

＜用語説明＞

- (※ 1) 「京都市レジリエンス戦略」…自然災害などの突発的な危機や、人口減少、地域コミュニティの希薄化のような都市の内部で進行する問題に粘り強く対処し、克服し、より良く再生する能力を備えた都市の実現に向けた取組指針として、今年度策定を予定しているもの。
- (※ 2) 「SDGs」…国連において、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争などの地球的課題解決に向けた2030年までの国際目標として定められた「持続可能な開発目標」。誰一人取り残さないを根本理念に「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」等、17の目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。
- (※ 3) 「地域あんしん支援員設置事業」…社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要にも関わらず、支援につながっていない方等に対して、地域や関係機関と連携し、適切な支援に結びつける「地域あんしん支援員」を全区に配置。支援を要する世帯の状況に応じた「寄り添い支援」を行うことにより、世帯の生活課題の改善に取り組んでいる。
- (※ 4) 「不良な生活環境対策条例」…「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」を平成26年11月に施行し、いわゆるごみ屋敷等といった不良な生活環境の解消に向け、各区役所・支所に対策事務局を設置し、地域・関係団体と連携し、対応に当たっている。

京・地域福祉推進指針が「目指す姿」

新たな指針が目指す取組のイメージ

推進項目1 <住民同士の支え合い活動の促進> ～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

② 地域福祉活動への支援，市民参加の促進

- ・市社協・区社協，福祉ボランティアセンター等による地域福祉活動・ボランティア活動の支援の促進
- ・子育て期，就業期からの地域活動への参加を通じた，「真のワークライフバランス」の促進
- ・高齢者の社会参加の促進

③ 健康づくり・介護予防の取組の推進

- ・地域住民等の主体的な健康づくり・介護予防の取組を通じた住民同士のつながりの促進

④ 地域における子育て支援の推進

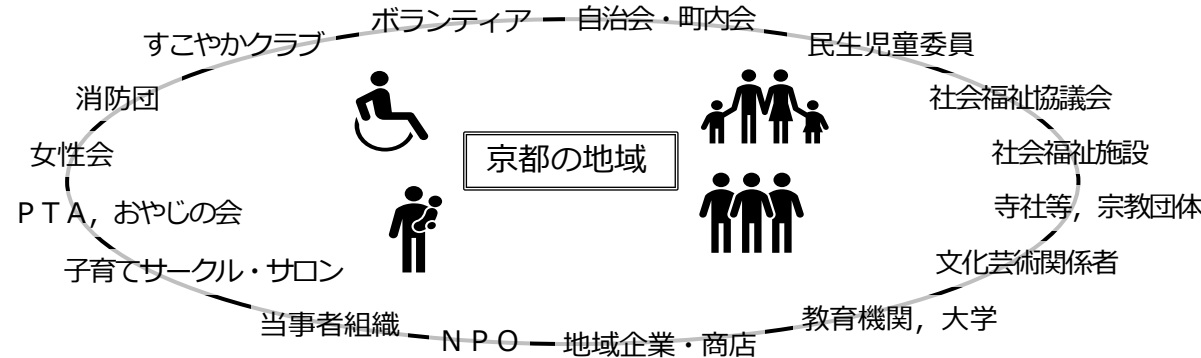
- ・地域住民や地域の子育て支援機関，学校等の連携を深め，地域ぐるみで子育て支援に取り組む機運の醸成
- ・子育て支援の活動やPTA活動への参加をきっかけとした地域活動の担い手づくり

⑤ 地域の特性に応じた支え合い活動の創出

- ・身近な地域での新たな支え合い活動の創出と新たな担い手の掘り起こし

① 互いに認め合う地域づくりの促進

- ・高齢者，障害のある方，子ども，外国籍の方など，年齢や性別，文化を超えて，それぞれの多様性や人権を尊重し合う福祉教育の促進
- ・幅広い世代における，地域活動への理解の促進



より多くの地域住民が支え合いに関わり，互いに「担い手」「受け手」となることで，
・やりがいと喜びを感じ，より元気な地域になる。
・世代を超えた交流により，地域のつながりが次世代に継承される。

世代や分野を超えて，様々な人や団体等がつながることで，
・生活に悩みがあっても，相談できる，支援につながる。
・日常のつながりを通じて，災害時にも互いに助け合うことができる。

⑥ 地域コミュニティ活性化の取組との連携

- ・自治会・町内会や事業者等との連携の下，地域活動を支援する取組を通じた地域福祉活動の推進

⑦ 見守り・相談支援活動の促進

- ・民生児童委員，老人福祉員，学区社協等の活動の推進による課題キャッチ力の向上
- ・当事者組織の活動の促進

⑧ 居場所の取組の推進

- ・「健康長寿サロン」，子ども食堂等の取組の推進による身近な地域で笑顔が溢れる関係づくりの向上

⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実

- ・地域住民と関係機関との連携による，平常時からの要配慮者の把握，見守り体制の充実，重度障害者等の個別避難計画の策定

地域における支え合い活動を支援

推進項目2 <多様な活動団体が連携し，住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり>

京都ならではの多様な主体が協働し，ともに取り組む活動が増える。

② 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進

- ・社会福祉法人の「地域における公益的な取組」との融合

③ 多様な主体によるまちづくりの推進

- ・地域企業，NPO，大学，寺社等との連携による京都ならではの取組の推進

区地域福祉推進委員会（事務局：区社協）

<構成> 民生児童委員，学区社協，社会福祉施設の代表者，行政 等

① 区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化

- ・地域の生活課題の解決に向けた，身近な地域での協働の取組の創出

連携

推進項目3 <困難な課題を受け止め，円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実>

- ・困難な課題をしっかりと行政，関係機関が受け止める。
- ・抱えた課題が深刻化する前に解決を図ることができる。



区役所・支所

地域力推進室

健康長寿推進課

生活福祉課

保健福祉センター

障害保健福祉課

子どもはぐくみ室

<保健福祉センターが一体となり，取組を推進>

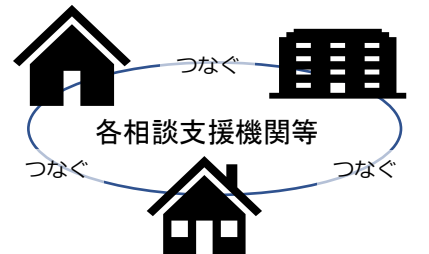
① 行政・関係機関等が支援調整を行う連携体制の強化

困難な課題を受け止める・支える

② 地域生活における困難な課題に対応する事業の充実

- ・地域あんしん支援員設置事業，ひきこもり支援，不良な生活環境対策条例等の取組の推進
 - ・再犯防止対策の推進（モデル事業の実施，「京都市版再犯防止推進計画」（仮称）の策定 等）
 - ・地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センターの3施設一体化整備による全市的な相談支援体制の充実
 - ・要保護要支援児童対策の機能強化
 - ・生活困窮者自立支援事業の充実
 - ・権利擁護支援体制の充実（京都市成年後見支援センターを制度利用促進の中核機関とし体制を充実，成年後見制度の利用に伴う認知症高齢者等の支援機関への専門職派遣 等）
- <下線部：成年後見制度利用促進計画に該当する部分>

困難な課題を受け止める・支える



つなぐ

5 指針の推進・評価体制

(1) 推進期間

本指針の推進期間は、5年を目途とします。ただし、期間中に地域福祉を取り巻く状況に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しの検討を行います。

(2) 推進・評価体制

関係部局や関係機関等が地域福祉の視点から取組を進めるとともに、地域福祉の中核的な役割を担う、市・区社会福祉協議会等とも連携（※）を図り、区基本計画とも連動し、本指針の取組を推進していきます。

また、指針に密接に関連する各分野の取組実績や地域における各種活動の件数等の指標を参考に、各分野で実施されるアンケート調査の結果等も活用しながら、京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、指針の進捗状況の点検・評価を行います。

（※）京都市社会福祉協議会が策定する「京都市における社協行動指針」や各区社会福祉協議会等が策定する区地域福祉活動計画に、本指針の内容を反映することで、市・区社会福祉協議会と連携して取組を進めます。

6 御意見の募集について

【募集期間】

平成31年1月8日（火）～平成31年2月7日（木）

【応募方法】

郵送、FAX、電子メール又は京都市情報館（ホームページ）の意見募集フォームにより御応募ください。

様式は自由ですが、本リーフレット末尾の「御意見記入用紙」も御利用いただけます。

【提出先・問い合わせ先】

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（地域支援担当） 宛

電話 075-746-7713

FAX 075-251-1114

電子メール kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

※件名を「指針への意見」としてください。

【御意見の取扱いについて】

① 個人情報については、法令等を遵守し、適正に取り扱います。

② お寄せいただきました御意見につきましては、募集終了後に、御意見を集約し、京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において報告、協議するとともに、御意見に対する本市の考え方を取りまとめ、ホームページで公表いたします。

なお、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

**次期「京（みやこ）・地域福祉推進指針」（仮称）素案に関する
御意見記入用紙（募集期限 平成31年2月7日（木）まで）**

【FAX番号】075-251-1114

京都市保健福祉局健康長寿企画課（地域支援担当） 行

1 推進項目1（2ページ，3・4ページ上段）において，これまでから進められてきた住民同士の支え合い活動を更に促進することで，世代や分野を超えて様々な人や団体等がつながり，互いに助け合うことのできる地域づくりを目指すことについて，必要だと思うことや自ら取り組みたいこと等，御意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

2 推進項目2（2ページ，3・4ページ中段）において，地域住民のみならず，より多くの活動団体が地域活動に参画し，地域住民の支え合い活動を支援していくための仕組みづくりについて，必要だと思うことや自ら取り組みたいこと等，御意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

3 推進項目3（2ページ，3・4ページ下段）において，困難な課題をしっかりと行政・関係機関が受け止め，円滑に支援につなぐ体制の充実について，必要だと思うこと等，御意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

4 次期「京・地域福祉推進指針」（仮称）素案全体について，御意見等があればお聞かせください。

.....

.....

.....

御意見をまとめる際の参考とさせていただきますので，差し支えなければ以下の該当する項目に「○」を御記入ください。

①お住まいの区：北 区 上京区 左京区 中京区 東山区 山科区
 下京区 南 区 右京区 西京区 伏見区 その他

②年 齢：20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代
 70歳代 80歳以上

③性 別：男性 女性 () 答えたくない

④御 職 業 等：会社員 公務員 自営業 主婦・主夫 学生 無職 その他

御 協 力 あ り が と う ご ざ い ま し た



発行：京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
平成31年1月 京都市印刷物第303177号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

